

随意契約の公表（令和7年度下半期）

対象：予定価格400万円以上の工事

課名	契約の相手方		工事名等				工事着手 時期	工事完成 時期	契約額 (税込)	契約業者を選定した理由
	商号又は名称	住所	工事名	場所	種別	概要				
資源リサイクル課	カナデビア(株) 東京本社	品川区南大井 六丁目26番 3号	ごみ焼却処理施設 2号炉整備工事	朝霞市大字浜崎390-45	清掃施設工事	燃焼設備、熱交換設備の整備	R7.12.5	R8.3.31	55,000,000	和光市とのごみ処理広域化の協議に伴い、新施設の整備完了・稼働までの期間が4年程度必要なことから、現施設の安定的稼働を維持するための補修工事に、施設の設計施工業者であるカナデビア（株）の技術・知見が必要となるため。 <地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用>
道路整備課	(株)林土木 関東支店	朝霞市本町1- 34-5	市道2号線道路擁 壁改修工事	岡3丁目地内	土木工事	自立式山留擁壁工1 式 組立歩道工1式	R7.10.8	R8.6.22	37,400,000	本擁壁工事は、隣接地権者から早急に工事が完了することを強く求められている。また、擁壁改修完了するまでは隣接地家屋は建替えられず、転居期間延長による費用補償が生じている。入札とした場合、入札に要する期間中も補償費の発生し、地権者から求められている時期までの工事完了も見込めないため、早期な工事着手、完了するため随意契約とし、三者見積の結果により業者選定を行った。 <地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用>
道路整備課	(株)第一テクノ 関東支店	さいたま市桜 区南元宿2- 34-11	赤野毛排水機場ポ ンプゲート開閉機 修繕工事	大字上内間木地内	機械器具設置工事	ポンプゲート開閉機修繕	R7.11.7	R8.3.17	34,870,000	排水機場保守点検において、ポンプゲート開閉機の部品に不具合が指摘され、安定的に稼働できるように出水期より前に修繕する必要がある。関連機器設計、製作、運搬、撤去、試運転等により、工事期間が約6ヶ月近く必要とされる。出水期までに工事完了させるため、保守点検受託者でもあり、内容を熟知している株式会社第一テクノ関東支店で施工することにより、工期を短縮を図るため。 <地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用>
水道施設課	(株)富岡組	朝霞市根岸台 3丁目14番 15号	国道254号他配 水管布設替工事	朝霞市栄町5丁目他地内	土木工事	配水管の布設替 DCIP φ150 53.3m	R8.3.2	R9.8.31	20,427,000	配水本管で漏水が発生し、バルブ閉栓で止水を行った。漏水により路面下に空洞ができたことや漏水再発が懸念されるため緊急で工事を行う必要があり、応急措置や試掘工事の請負者で現場を熟知している株式会社富岡組を選定した。 <地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号を適用>
水道施設課	(株)東さく技工 関東営業所	さいたま市北 区別所町52-2 ウェルズ別所 町A-103	第12号取水井 モーターポンプ取 替工事	朝霞市大字溝沼539-2	さく井工事	深井戸用モーターポンプの交換	R7.10.24	R8.1.30	8,041,000	落雷の影響で第12号取水井ポンプが故障したため、緊急で工事を行う必要があり、過去に第12号取水井のポンプ取替工事の実績があり、現場の状況やポンプ設備取替等を熟知している(株)東さく技工関東営業所を選定した。 <地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号を適用>

随意契約の公表（令和7年度下半期）

対象：予定価格400万円以上の工事

課名	契約の相手方		工事名等				工事着手 時期	工事完成 時期	契約額 (税込)	契約業者を選定した理由
	商号又は名称	住所	工事名	場所	種別	概要				
教育総務課	五十鈴建設(株)	朝霞市朝志ヶ丘3-1-52	朝霞第十小学校きこえとことば教室整備工事	朝霞市大字溝沼828番地の1	建築工事	通級指導（難聴障害・言語障害）教室の整備工事を行う	R8.1.13	R8.3.30	6,050,000	朝霞第十小学校に通級指導教室（難聴障害・言語障害）の増設が決定された。4月から供用を開始するに当たり教室へ遮音性能のある間仕切り壁が必要であり、制作に時間を要し、新年度の供用開始に間に合わせるため。 <地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用>
溝沼学校給食センター	(株)中西製作所北関東支店	さいたま市北区植竹町1-17-1	溝沼学校給食センタースチームコンベクションオープン交換工事	朝霞市大字溝沼1029-8（溝沼学校給食センター）	機械器具設置工事	故障したスチームコンベクションオープン2台の交換工事	R7.12.16	R8.2.27	13,904,000	児童、生徒にできる限り早期に十分な学校給食を提供する必要があることから緊急の交換工事を実施するため。 <地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用>
文化財課	(有)ヤマト防災	志木市下宗岡3-15-33	博物館消火設備用制御盤交換工事	朝霞市岡2丁目7番22号（博物館）	消防施設工事	博物館の消火設備用制御盤の故障に伴う交換工事	R7.12.1	R8.3.31	8,250,000	防災及び文化財等資料管理・保存の観点から、消火設備の修繕は可及的速やかに行うべきものであるため。 また、上記理由により、当該故障を確認し、状況を把握している消火設備点検業務委託業者の一社に依頼を行う。 <地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用>